

令和4年度石狩市障がい者福祉計画策定員会議事録

日 時：令和5年2月14日（火）14：00～15：45

場 所：石狩市総合保健福祉センターりんくる 2F リハビリ室

出席者：

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
委員長	戸田健一	出席	委員	今西浩子	出席
副委員長	細谷強志	出席	委員	福江 彰	出席
委員	森川貴司	出席	委員	村山 浩	出席
委員	木村正剛	出席	委員	青山久子	欠席
委員	赤山好明	欠席	委員	佐藤和也	出席

事務局	所属 氏名	所属 氏名
	保健福祉部長 宮野透	障がい福祉課主査 角田誠二
	子ども発達支援センター長 藤田千晶	障がい福祉課主査 山本健太
	障がい福祉課長 高井実生子	障がい福祉課主任 鵜飼和沙
	障がい福祉課主査 飯岡多美子	

傍聴者：0名

会議次第

- ◇ 開会
- ◇ 保健福祉部長挨拶
- ◇ 委員自己紹介
- ◇ 障がい者福祉計画策定委員会について
- ◇ 委員長副委員長選出
- ◇ 委員長挨拶
- ◇ 議事 <報告事項> 1 障がい福祉関連予算について
<協議事項> 1 第4期石狩市障がい者計画の進捗状況評価報告について
2 第6期石狩市障がい福祉計画と第2期石狩市障がい児福祉計画の進捗状況報告について
- ◇ その他
- ◇ 閉会

◇開会

【事務局：高井】

これより令和4年度石狩市障がい者福祉計画策定委員会を開催します。

委員長選出まで進行させていただきます、障がい福祉課長の高井と申します。

本日はマスク着用、室内の消毒と換気、一定の距離を保つなどの感染防止対策を行い開催させていただきます。

委嘱状については、昨年4月に郵送させていただきました。

会議は最大で15時30分を目処に終了したいと思っておりますので、円滑な審議にご協力をお願いします。

◇保健福祉部長挨拶

【事務局：宮野】

こんにちは、保健福祉部長の宮野と申します。

日頃から、本市の福祉行政にご理解とご協力を賜りまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。また、当委員会の委員を快くお受けいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、「第4期障がい者計画」、「第6期障がい福祉計画」、「第2期障がい児福祉計画」を令和3年度に「障がい者福祉計画」として一体的に策定しました。

令和5年度は、「障がい者計画」の中間見直し、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」については、令和6年度の改定に向けた検討を行います。

国においては、新型コロナウイルス感染症の取扱いが見直される予定です。

本市においては、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現にむけて、情報・コミュニケーション条例の制定に向けた検討を行っています。

計画の改定に向けては、これらの動きも踏まえた検討が必要であると考えています。

委員の皆様には、本計画の進行管理をすることで、施策事業の評価・点検を行い、見直す点や改善すべき点についてのご意見を賜りたいと存じます。

それでは、2年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局：高井】

事務局員の自己紹介をいたします。

藤田子ども発達支援センター長、山本主査、飯岡主査、角田主査、鶴飼主任の順番で自己紹介

また、福江委員のサポートとして、大地の会事務局員の野田様が同行されていますので申し添えます。

委嘱後、初めての委員会ですので、委員の皆様にも自己紹介をしていただきます。

◇委員自己紹介

森川委員、木村委員、細谷委員、今西委員、福江委員、戸田委員、村山委員、佐藤委員の順番で

自己紹介

◇本委員会について

【事務局：山本】

本策定委員会は、障がい福祉計画、障がい者計画、障がい児計画の3つの計画を円滑に作成するため、また改定や進行管理について協議していただくため設置しております。

委員構成については、次第に掲載しているとおり、それぞれ専任区分ごとにバランスを考慮して就任いただいています。委員の任期は2年間なので、皆様の任期は令和6年3月31日までとなります。

また、委員会には委員長副委員長を置くこととなっていますので、後ほど選出していただきます。会議成立要件は、委員の過半数が出席した場合となっています。本日の会議は10名中8名出席していますので、会議が成立していることを申し添えます。

市の取り決めにより、審議会にかかる会議については必ず議事録を作成することとなっています。方法は、ご発言を一字一句掲載する全文筆記とご発言の要点をまとめて掲載する要約筆記の方法がありますが、どちらがよろしいでしょうか。前期の策定委員会は、全文に近い形の要約筆記としましたが、同じ形でよろしいでしょうか。

== 「前期同様で良い」とのご発言があり、その旨決定 ==

◇委員長副委員長選出

【事務局：高井】

委員長と副委員長を選出させていただきますが、選出方法にご意見などがございましたら、ご発言をお願いします。

【森川委員】

事務局提案はありますか。

【事務局：高井】

事務局提案というご意見がありましたので提案させていただきます。

委員長には特定非営利活動法人たねっとの戸田委員、副委員長には社会福祉法人はるにれの里の細谷委員をお願いしたいと思います。

== 異議なしのご意見があり、委員長に戸田委員、副委員長に細谷委員を決定 ==

◇委員長挨拶

【戸田委員長】

前期でも委員長を務めておりましたが、皆様からたくさんのご意見をいただき、幅広く対応できる計画になったと思っています。

毎年評価を行い、次の計画に向けて検討していく訳ですが、今期の策定委員会でもたくさんのご意見をいただき、次の計画に良い内容を盛り込めるようにしたいと思っています。

皆様、ご協力の程よろしくお願い致します。

◇ 議事

＜報告事項＞ 1 障がい福祉関連予算について

【戸田委員長】

報告事項 1 の障がい福祉関連予算について、説明をお願いします。

【事務局：山本】

はじめに、資料ですが福江委員には、るびを振った資料をお渡ししています。そのため、ページ数が異なる部分がありますので、都度ご案内させていただきます。

それでは、障がい福祉関連予算について説明いたします。

資料 2 をご覧ください。こちらは、石狩市の総予算における障がい福祉関連予算についての資料となります。令和 3 年度と令和 4 年度分について掲載していますので、その推移についてご確認いただければと思います。

令和 4 年度の歳出総予算額は 315 億円、そのうち高齢者や障がいのある人、子ども・子育てに関する予算が含まれる民生費は 113 億 7,300 万円で、全体の 36.3%となっています。

この民生費のうち、障がい福祉に関する予算は 25 億 3,600 万円で 22.3%、民生費の 4 分の 1 弱となっています。令和 3 年度と比較すると、総予算、民生費、障がい福祉関連予算の全てにおいて、増加していることが分かります。

次に、主な障がい福祉に関する予算について、計画の重点的な取組みに位置付けている事業と新規事業について、説明いたします。

まず、2 ページ中段の福祉人材確保事業、福江委員は 3 ページ下段になります。

計画の重点的な取組み「人材の育成・確保」の項目に該当します。厚田区と浜益区においては、障害福祉サービスの利用ニーズはあるものの住環境や通勤の不便さから従業員を確保することが難しい状況にありますので、厚田区と浜益区の障害福祉サービス事業者の新規雇用従業員に対し、厚田区と浜益区内の賃貸住宅に転入する場合の支度手当と家賃手当、厚田区と浜益区以外の居住地から通勤する場合の通勤手当の一部を助成し、厚田区と浜益区の障害福祉サービスの質の

向上を図ることを目的とした事業です。現在は、7名に対し助成を行っています。予算額は、令和3年度が201万円、令和4年度が249万円で48万円の増額となっています。

次に、その下の就労フォローアップ事業、福江委員は4ページ上段になります。

一般就労している障がいのある人が、職場でのトラブル等で離職するケースがあります。国の制度では最長3年間のサポートを行っていますが、それ以降の支援がないことにより離職する可能性があることから、石狩市独自で3年経過後も継続して支援を実施しています。現在は、4名が支援を受けています。予算額は、令和3年度が76万4千円、令和4年度が127万7千円で51万3千円の増額となっています。本計画の策定とともに新規事業として令和3年度から始めた事業で、実施している自治体はまだ少ない石狩市独自の取組みとなっています。

次に、その下の障がい者就労交通費助成事業、福江委員はそのまま4ページになります。

精神障がいのある人に対するバス運賃の助成がない現状を鑑み、福祉的就労事業所に通所する際の交通費の一部を助成することにより、社会復帰や社会参加の促進等を図ることを目的とした事業です。現在は、28名に対し助成を行っています。こちら、本計画の策定とともに新規事業として令和3年度から始めた事業となっています。予算額は、令和3年度が267万6千円、令和4年度が144万円で123万6千円の減額となっています。減額の原因ですが、令和3年度当初に60名で予算を積算していましたが、コロナ禍による利用控えなどで実際の利用は26名でした。このため、令和4年度は実績ベースで積算をしたため、減額となっています。

次に、3ページ上段の障がい福祉人材養成支援事業、福江委員はそのまま4ページの下段になります。

計画の重点的な取組み「人材の育成・確保」の項目に該当します。障がいのある人の重度化や高齢化による支援の必要性が高まっていて、障害福祉サービス事業所では専門的な知識を有する人材養成が喫緊の課題であるため、必要な研修費用の一部を補助することで、良質な障害福祉サービスの提供に寄与することを目的とした事業です。現在は、14件の補助を行っています。令和4年度からの新規事業で、予算額は100万円となっています。

次にその下の医療的ケア児保育支援事業、福江委員は5ページの上段になります。

医療的ケア児支援法が施行され、保育園や学校等において適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっているため、医療的ケアに関する技能や経験を有した看護師を保育園に派遣し、安定して継続した医療的ケア児への支援体制を整備することを目的とした事業です。まだ、対象児童がいないため派遣はしていません。令和4年度からの新規事業で、予算額は352万8千円となっています。

市の予算は、全体のバランスを見て各対象経費に振分けされます。その中で、前年度までの実績や時代背景、地域ニーズなどを勘案し積算します。また、本資料に掲載している事業は、市で公表している主な事業についてのみとなります。

【戸田委員長】

皆さん質問はございますか。

質問がないようなので、協議事項に移ります。

<協議事項> 1 第4期石狩市障がい者計画の進捗状況評価報告について

【戸田委員長】

次に、協議事項 1 の第 4 期石狩市障がい者計画の進捗状況評価報告について、説明をお願いします。

【事務局：山本】

それでは、第 4 期石狩市障がい者計画の進捗状況評価報告について説明いたします。

まず初めに、本計画の位置づけについて、計画の 4 ページをご覧ください。会議の冒頭、宮野部長のあいさつでも触れましたが、本計画は、第 4 期障がい者計画、第 6 期障がい福祉計画、第 2 期障がい児福祉計画の三つの計画を一つにまとめた計画となっていて、令和 4 年度は、障がい者計画は計画期間 6 年間のうちの 2 年目、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は計画期間 3 年間のうちの 2 年目となっています。

次に、計画の進行管理について、計画の 8 ページをご覧ください。PDCA サイクルに基づき、施策事業については、地域自立支援協議会から意見をいただき、策定委員会において評価点検を行うこととしています。

次に、計画の施策の体系について、計画の 54 ページをご覧ください。基本理念の「誰もが幸せを実感でき、心豊かに安心して暮らすことができるまち」の実現のため、「共生のまち」「安心して心豊かに暮らせるまち」「子育てしやすいまち」「自分らしく生き活きと生活できるまち」の 4 つの視点を設定しています。また、それぞれ施策の方向性を定め、その下に各種事業を展開していくという体系となっています。

それでは、各種事業の進捗状況について、資料 3 をご覧ください。まず、評価については、ABC の三段階で評価しており、A は目標どおり進行、B はやや遅れている、C は大幅に遅れているとしています。本日は、計画の重点的な取組み、B 評価と C 評価の項目について説明いたします。はじめに 2 ページの「Ⅱ安心して心豊かに暮らせるまち」の施策の方向 1 の情報・コミュニケーション支援の充実の項目となります。福江委員は 3 ページになります。

ここでは、障がいのある人もない人も、その人の特性に合った情報の発信と取得ができること、また、コミュニケーション手段を普及させ利用しやすい環境にすることを目的とした条例の制定を重点的な取組みと位置づけています。昨年 4 月に検討委員会を設置し、これまで 2 回の会議を実施しています。福江委員が本策定委員会と掛け持ちで検討委員会の委員になっていただいております。

ります。今後については、令和 6 年度の制定を目指し議論を重ねてまいります。

次に 4 ページから 5 ページにかけての、施策の方向 3 の感染症等に対応した支援の充実の項目となります。福江委員は 6 ページから 7 ページとなります。

この項目は、全て重点的な取組みと位置付けています。ここでは、感染拡大防止の体制整備として市が防護服などを購入し貸出しを行っているほか、ワクチン接種ではるびを振ったチラシを作成し、基礎疾患となる手帳保持者に直接案内しています。細谷副委員長が所属されている相談支援事業所では、コロナを起因とする相談受付、また、オンラインを活用した対応として、聞こえない人の意思疎通支援のための遠隔手話通訳、地域自立支援協議会では集合とオンラインを併用したハイブリット形式での会議開催などを実施しています。今後においても継続して実施することとしています。

次に 6 ページの、施策の方向 5 の親亡き後支援の充実の項目となります。福江委員は 9 ページとなります。

この項目は、全て重点的な取組みと位置付けています。8050 問題に関する取組みでは、庁内関連部署、具体的には私どもの障がい福祉担当部署、それから高齢者担当部署や生活保護担当部署との連携、外部の関係機関、具体的には警察、障がい者相談支援センターや地域包括支援センターと連携し、専門分野の視点から協議検討し早期発見や早期解決に努めました。

相談支援の機能強化、緊急時の受入れ対応、地域で生活するための体験の機会や場の提供などの地域の体制づくりを推進する地域生活支援拠点等の整備については、本市においては、すでに各事業所で適切に実施していただいていることもあることから、近隣市町村から情報を取得したうえで、本市にあった方法について調査研究をしている段階です。本計画では、令和 5 年度末までに整備することとしており、今後方向性を定めたうえで整備に取りかかることから、現段階では評価を B としています。

次に 7 ページの、「Ⅲ子育てしやすいまち」の施策の方向 1 の障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援の充実の項目となります。福江委員は 10 ページとなります。

ここでは、市町村中核子ども発達支援センターの設置を重点的な取組みと位置付けています。現在、令和 5 年度に設置予定で進めている状況のため、評価を B としています。

また、④の医療的ケア児とその家族への支援については、現在は庁内協議を進めている段階で、外部との協議を行っていないことから、評価を B としています。

次に 10 ページの、施策の方向 4 の保健・医療の充実の項目となります。福江委員は 15 ページとなります。

ここでは、精神障がい地域包括ケアシステムの構築を重点的な取組みと位置付けています。地域自立支援協議会の活動であるメリデン版訪問家族支援の学習会や取組みを周知啓発しているほか、地域移行支援や地域定着支援に対する相談体制を推進しています。今後においても継続して

実施することとしています。

次に 11 ページの、施策の方向 5 の社会参加の充実の④の項目となります。福江委員は 16 ページとなります。

④の公共交通機関料金割引制度の拡充では、精神障がいのある人の公共交通機関の割引制度の対象拡大について、現在は全国市長会を通じて国に対して要請を行っているところですが、市として地元事業者へ直接要請はしていないことから、評価を C としています。

次に 12 ページの、⑥の項目となります。福江委員は 17 ページとなります。

ピアサポーター養成や活動支援については、現在はオストミー協会が主催する体験会などの周知を行っているのみのため、評価を B としています。今後においては、ピアサポーターの養成や活動支援を実施できるよう検討してまいります。

最後に 12 ページの下段の、施策の方向 6 の人材の育成・確保の項目となります。福江委員は 18 ページとなります。

ここでは、人材養成支援の制度を重点的な取組みと位置付けています。先ほどの資料 2 で説明したとおり、福祉施設人材確保事業と障がい福祉人材養成支援事業を新たに創設し、それぞれ取り組んでいますので、今後においても継続して実施することとしています。

全体を通して、今後においても継続して実施する事業が多いことから、概ね A 評価で進捗しています。B 評価については、地域生活支援拠点等の整備、中核子ども発達支援センターの設置、医療的ケア児とその家族への支援、ピアサポーター養成や活動支援の 4 項目。C 評価については、公共交通機関料金割引制度の拡充の 1 項目となっています。

また、資料 5 をご覧ください。こちらは、昨年 12 月 23 日に地域自立支援協議会全体会において、同じ資料を報告した際にいただいたご意見となります。第 4 期障がい者計画に関する意見は、No.1 から No.7 までとなりますので、参考にさせていただければと思います。

説明は以上となりますが、皆様には各施策事業が計画通り進んでいるかのご意見をいただきたいのと、ABC の評価に寄らず、更にこういう手法も考えられるというご意見などをいただければと思います。

【戸田委員長】

ご質問やご意見ある方はいらっしゃいますか。

【佐藤委員】

評価欄に ABC と記載されていますが、この評価をしたのは障がい福祉課ですか。PDCA サイクルに基づき、策定委員会で評価点検することとなっていますが、策定委員会では評価点検をしないということですか。評価の主体は障がい福祉課か策定委員会かどちらになりますか。

【事務局：山本】

たたき台として、障がい福祉課で評価について記載していますので、その評価が適正かどうかを含めて、皆様からご意見をいただければと思っています。ですので、評価の主体は策定委員会となります。

【佐藤委員】

はじめから評価欄に評価が記載されていると、その評価に寄ってしまうのではないかと思います。Aと記載があるものを、策定委員会でBにする。ということは、なかなか難しいのかなと思います。

例えば、評価欄を空欄にした資料を事前に送って、委員がそれぞれ評価をして策定委員会のときに最終決定をする手法が、本来あるべき評価方法だと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

【村山委員】

本来であればその手法が最善かと思いますが、一つひとつの施策事業の評価基準を持ち合わせていないので、事務局で評価したものの説明を受けたうえで、意見を出していく進め方で良いと思います。

【木村委員】

ABCの評価だと、上位下位というイメージになってしまいますが、一定の計画期間において計画がどの程度進んでいるかという評価だと思いますので、事務局がたたき台で評価したものと大きく乖離はないのかなという認識でいます。掲載されている内容の方が、判断する材料としてはありがたいと思います。

【佐藤委員】

評価の仕方ですが、計画掲載内容についての評価なのか、実施状況についての評価なのか、どちらになりますか。

【事務局：山本】

資料については、計画掲載内容に対しての実施状況を記載しております。そこで、事業がどの程度計画どおり実施されているかの評価となります。

【佐藤委員】

資料3の1ページの④ですが、意思表示カードの配布実績が、令和4年度は2枚でA評価となっていますが、これは配布をすることとしたためA評価としているのでしょうか。

【事務局：山本】

④は心のバリアフリーを推進する項目としておりますので、ヘルプマークや意思表示カードを配布する事業を実施したため、A評価としています。

【戸田委員長】

他の委員の方で、評価の仕方についてはいかがでしょうか。

委員の皆さん、それぞれに専門分野については評価できると思いますが、そうでない項目については難しい面がありますので、情報を把握している事務局に原案を作成してもらい進めていく方が良いのかなと思います。

佐藤委員がおっしゃるとおり、はじめから記載があると、その評価に引っ張られてしまうという面もありますが、そこは気にせずに策定委員会で評価していけたら良いのかなと思います。

今西委員はいかがですか。

【今西委員】

私は保護者の立場になるので、これまで経験してきた子育てに関することなどであれば、興味がありますし理解もできるのですが、それ以外のことについては知識が不足していますので、目安として資料に掲載していただいているとありがたいです。

【戸田委員長】

福江委員はいかがですか。

【福江委員】

少し難しいです。

【戸田委員長】

森川委員はいかがですか。

【森川委員】

自分の専門分野以外の項目についてA評価となっていた場合は、佐藤委員のおっしゃるとおり、

記載されている評価に引っ張られてしまうかもしれませんが、自分の専門分野で A 評価となっている項目について、内容を見て評価が誤っていると感じた場合は、遠慮なく意見は出せると思いますので、この形で構わないと思います。

【木村委員】

この資料には、各施策が進んでいるかどうかという評価軸と各施策における実績の数値が適正かどうかという評価軸が混在しているため分かりづらいのではないかと思います。事務局の説明ですと各施策事業が進んでいるかどうかという評価軸ということなので、今後、そういった視点で整理していかなくてはならないと思います。

【戸田委員長】

細谷副委員長はいかがですか。

【細谷副委員長】

A 評価だからこのままで大丈夫ということではなく、各施策が今後どのように進んでいくということが一番大事なのかなと思っています。掲載されている評価は評価として、皆さんそれぞれの専門分野から集まっているので、次期計画に活かしていけるような意見を出し合えたら良いかなと思っています。

【戸田委員長】

皆さんからご意見をいただきました。ありがとうございます。

計画には二つの視点があって、一つ目は、行政として広く市民の方も含まれると思いますが、関係者と一緒に共生社会をつくっていくという視点から、事業がどの程度進んでいるかという視点。二つ目は、行政が事業を行っていくうえでは予算措置をする必要がありますが、予算を確保するうえでの実績の数値などによる視点。

事務局に原案を作成してもらいつつも、この二つの視点を念頭に策定委員会としてしっかりとした評価を行っていきたいと考えますがいかがでしょうか。

【佐藤委員】

承知しました。

一点確認ですが、この資料は国や北海道に報告するものなのでしょうか。

【事務局：山本】

国や北海道へは報告はしません。

【戸田委員長】

それでは、今後もこの形で評価を行っていきたいと思います。

他に、進捗状況についてのご質問はありませんか。

【村山委員】

7ページの市町村中核子ども発達支援センターの設置の項目ですが、現在ある子ども発達支援センターに、どのような機能が加わるのかお聞かせください。

【事務局：藤田】

現在、石狩市の子ども発達支援センターでは、北海道からの指定のもと市町村子ども発達支援センターという区分で、受給者証をお持ちでないお子さんについても支援をしています。

国からは児童発達支援センターを自治体に一つ設置するよう求められていますが、児童発達支援センターについては、静養室の設置や嘱託医の配置などの基準があるため、全道各地で既存の施設に加えることが難しい状況が見受けられます。近隣では千歳市が児童発達支援センターを設置しています。

北海道では、児童発達支援、保育所等訪問支援、相談支援を実施しているセンターを児童発達支援センターと同等の機能を持つことと判断し、中核子ども発達支援センターとして指定できることとなっています。

石狩市子ども発達支援センターは、機能としては同等のものを持っているのですが、地域支援についてもう少し充実させたいので、令和5年度中に市町村中核子ども発達支援センターの届け出をする予定となっています。

【佐藤委員】

12ページの人材の育成・確保の項目ですが、これは令和2年度に行った事業所アンケートの結果から施策をつくっていると思います。困りごとを解消するという点で非常に良いと思います。一方で、計画の40ページに「サービスの受け入れをできなかった」と回答した件数が37件ありますが、回答したのは31事業所なので、1事業所あたりで考えると1件以上は受け入れ出来なかったこととなります。その理由として人員不足が挙げられています。

これは大きな課題だと思いますが、その後、この問題は解消されたのでしょうか。あるいは、令和2年度以降に再度アンケートはしているのでしょうか。

【事務局：山本】

各事業所には、福祉施設人材確保事業や障がい福祉人材養成支援事業を活用することで、人材育成や確保に努めていただいています。令和2年度以降、事業所アンケートは実施していませんが、困っているというご意見はいただいております。

特に障がい福祉人材養成支援事業は、支援対象の研修メニューについて、事業所にヒアリングし研修メニューを追加するなど、使い勝手の良い制度となるよう改善し、サービスの提供ができない状況とならないよう取組んできました。

【佐藤委員】

国はノーマライゼーションという理念に向けて、障害者総合支援法の中で地域移行などについて事業者をお願いしていくという流れだと思うのですが、事業者のところが手詰まりをしてしまうと法律自体もうまく回っていかないと思います。

人材確保事業や人材養成支援事業は非常に良い施策だと思いましたが、人材確保事業は厚田区浜益区とごく一部のように、令和2年度以降はアンケートをしていないということですが、調査は継続したほうが良いのではないのでしょうか。

コミセンで企業の合同就職説明会をしていますが、障がい福祉分野については市が広告費や会場費を負担し年に一度開催してはいかがでしょうか。やはり一事業者が開催するとなると費用もそれなりに掛かりますし、それで就職してくれる人が集まると、「市もがんばっているし」と事業者の皆さんも前向きになれるのではないのでしょうか。

【戸田委員長】

計画は3年ごとに見直しや改訂となりますが、3年間隔で調査をしたほうが良いのか。実態調査として毎年行ったほうが良いのか。その点についてはどうお考えですか。

いまは民間会社を利用して就職説明会を開催すると、かなり経費が掛かりますね。余談ですが、そもそも福祉系の学部に学生が集まらないという話も聞きます。とはいえ、重要な地域課題となりますので、市で合同就職説明会を開催するというのも一つのご意見として検討していくことも必要かもしれませんね。

【事務局：山本】

ご意見ありがとうございます。具体的な手法については、この場では言及できませんが、来年度は計画の改定時期でもあることから、事業所アンケートについても検討しなければならないと考えています。また、地域自立支援協議会には市内の各事業者、当事者やその保護者が所属されていますので、地域自立支援協議会から、現状での困り感や改善してほしいことなどのご意見をい

ただき、総合的に判断しながら具体策を検討していければと思っています。

【佐藤委員】

市から国に対して要望をする機会はあるのでしょうか。

【事務局：山本】

市から国に対して直接要望するということはないのですが、先ほども少し触れましたが全国市長会など組織を通じて要望する機会があります。

【佐藤委員】

事業所アンケートでは、「報酬単価が低く採算が取れない」という回答もありますので、その点について、声を挙げていただきたいです。

【事務局：山本】

報酬単価は各都道府県管轄となりますので、北海道において必要に応じて検討していただいているものと考えています。

【戸田委員長】

報酬単価については、国が毎年6月頃に、各事業者に対し経営実態調査を実施しています。その結果が、国としては一番の判断材料となっていますが、総予算が変わらない状況ですので、なかなか厳しい面があります。

また、行政からの要望の他には、各諸団体から国に対する要望というのも多くあります。石狩市で起きている人材確保や育成、報酬単価の問題についても、いろいろな角度から検討課題として国に寄せられているものと思います。

【今西委員】

7ページのペアレントメンターの相談受付は、とても素晴らしい事業だと思いますので、今後も続けていただきたいです。私自身も興味を持って、数年前まで研修に参加していました。ペアレントメンターの制度は、なかなか地域に浸透していない状況ですが、今後の啓発に向けた取り組みなどはありますか。

【事務局：藤田】

北海道からもペアレントメンターの制度を推進するよう言われています。子ども発達支援センタ

ーは親子で通所していただいていますので、その際に北海道が作成したパンフレットを渡し、直接お声掛けしています。特に子育てに苦労されている保護者の方には、ペアレントメンターの資格を持つ職員が面談をしています。今後も啓発を続けてまいります。

【木村委員】

障がいのある子どものいる家族の支援の充実についてですが、この4月に就学するお子さんがいる家庭から「現在利用している児童発達支援から放課後等デイサービスに切り替わるタイミングで、幼児教育・保育の無償化から外れてしまうため、月4,600円の自己負担がかかってしまう。それが非常に負担です。」というご意見が、当事業所に複数寄せられました。

世帯年収で区分はされていますが、日本全体の平均年収が下がっている中で、自己負担により放課後等デイサービスを利用したくてもあきらめざるを得ない状況となっています。

北海道の給与水準は全国平均より低いですので、なんらかの助成をする必要があるのではないかと考えていました。

【戸田委員長】

助成を検討するにしても、一部の声だけではなく全体の現状が分からないと予算確保ができないと思います。石狩市内だけでも調査をしてみても良いのかもしれないですね。

【森川委員】

9ページの就労支援と雇用促進の通所交通費助成制度についてですが、割引適用外の区間というのは市外の区間ということでしょうか。また、制度の周知はどのようにしているのでしょうか。

【事務局：飯岡】

制度の周知については、就労継続支援A型やB型、就労移行支援などのサービス利用決定時の通知にパンフレットを同封しています。また、新規事業所には、制度内容を直接ご説明させていただいています。

割引適用外の区間については、調べる時間をいただいて、後ほどお答えさせていただきます。

【戸田委員長】

他にご質問やご意見はありますか。なければ、協議事項1については、これで終了いたします。策定委員会の評価としては、基本的には原案どおりで進んでいるものと判断いたします。

それでは、協議事項2に移ります。

<協議事項> 2 第6期石狩市障がい福祉計画と第2期石狩市障がい児福祉計画の進捗状況報告
について

【戸田委員長】

次に、協議事項2の第6期石狩市障がい福祉計画と第2期石狩市障がい児福祉計画の進捗状況報告について、説明をお願いします。

【事務局：山本】

それでは、計画の72ページから掲載している第6期石狩市障がい福祉計画と89ページから掲載している第2期石狩市障がい児福祉計画の進捗状況について、資料4の第6期石狩市障がい福祉計画、第2期石狩市障がい児福祉計画進捗状況報告書をご覧ください。

はじめに1ページから6ページまでの障がい福祉計画について説明いたします。福江委員は1ページから7ページまでとなります。

まず1ページは、福祉施設入所者の地域生活への移行の項目となります。①の施設入所からグループホーム等へ地域移行した人の数ですが、こちらは0人となっています。②の現在の施設入所者数は67人で、令和3年度と同数となっています。

次に2ページは、福祉施設から一般就労への移行の項目となります。福江委員も2ページとなります。

①の福祉施設から一般就労へ移行した人の数ですが、こちらは0人となっています。②の就労移行支援事業所を利用している人の数ですが、こちらは22人となっていて、令和3年度から7人増えています。

次に3ページは、重点施策の項目となります。福江委員も3ページとなります。

(1) 地域生活支援拠点等の整備については、資料3で説明しましたが、現在、近隣市町村からの情報取得や市内事業所との意見交換を行っており、本市にあった方法について調査研究をしている段階です。(2) 各種研修への参加の支援については、こちらも資料3で説明しました障がい福祉人材養成支援補助金が該当となり、これまで14回の支援を行ってきています。

次に4ページから6ページにかけては、サービスの必要量の見込み数の項目となります。福江委員は4ページから7ページとなります。

それぞれの実績値は、概ね計画どおり進んでいます。5ページの一番下、福江委員は6ページの下から3行目となりますが、(2) 意思疎通支援事業については、計画値80人に対し実績値269人となっています。これは手話通訳者や要約筆記者を利用した聞こえない人の人数となりますが、昨年9月に全国ろうあ者体育大会が本市で開催されたことに伴い、全国からの参加者が利用したため大幅に増加しています。

6ページの上(3)日常生活用具給付等事業の中にあります⑤の排泄管理支援用具、福江委員は7

ページの上から4行目となりますが、この項目はストマやおむつの支給件数についてですが、令和4年度は計画値1,410件に対して実績値が871件となっています。計画値と実績値に開きがありますが、こちらはストマ支給対象者全員が、一年間に6回の申請を全て行ったと想定した数を計画値としていましたが、実際は対象者の中には全て申請されない方もいて、当初の計画値と実績値に差が出ているものとなります。

次は7ページから9ページの障がい児福祉計画について説明いたします。福江委員は8ページから10ページとなります。

まず7ページの(1)中核子ども発達支援センターの設置、福江委員は8ページとなりますが、資料3で説明したとおり令和5年度に設置予定で進めている状況のため、令和4年度は設置なしとなります。(2)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保については、それぞれ市内に1事業所があり、充足している状況です。

次に8ページ上段の(3)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置、福江委員は9ページとなりますが、こちらも資料3で説明したとおり、現在は庁内協議を進めている段階で、外部との協議を行っていないことから0か所となっています。

次に8ページ中段から9ページにかけては、サービスの必要量の見込み数の項目となります。福江委員は、9ページから10ページとなります。

(1)児童発達支援の利用者数と利用量、(3)放課後等デイサービスの利用者数、(6)の障がい児相談支援の利用者数が計画値より大幅に増加しています。それぞれの増加の要因等についてですが、まず(1)児童発達支援については、健診や保育園からサービス利用につながるケースが増えており増加傾向にあります。(3)放課後等デイサービスは、児童発達支援の利用から継続して利用される方が増えたことや、以前に比べて発達障がいなどに対する理解が徐々に広まってきたことで療育に対する保護者の意識の変化、相談しやすい環境が整ってきたことなどがあげられます。(6)障害児相談支援は、サービスの更新時にセルフプランの方について、計画相談に移行できるよう事業所につないだケースが多かったことが影響しています。

また、資料5をご覧ください。第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画に関する意見は、No.8とNo.9となりますので、参考にさせていただければと思います。

説明は以上となりますが、令和5年度の計画最終年に向けて進めている状況となりますので、進捗についてご質問やご意見などをいただければと思います。

【戸田委員長】

ご質問やご意見ある方はいらっしゃいますか。

【木村委員】

8 ページの(3)放課後等デイサービスの計画値ですが、これは前年踏襲で数値を算出しているのか、それとも石狩市の小中学生の数や国が発表している発達障がい児の割合などを掛け合わせて数値を算出しているのか、どちらになりますか。

【事務局：山本】

計画値については、市内の小中学生の数や発達障がい児の割合などを勘案したり、地域ニーズやアンケート結果などを用いて算出した数値ではなく、これまでの実績ベースで算出している数値となります。

【木村委員】

国が発表している発達障がい児の割合や、今後の人口動向、出生率などを見越した数値で算出したほうが、より実情に近い計画値となると思います。

協議事項の議論の中で、「サービスの受け入れができなかった」という話がありました。放課後等デイサービスの許認可は北海道になると思いますが、地域として事業所を増やしていくのか、あるいは現状維持なのか、その辺はどうお考えですか。

【事務局：飯岡】

北海道が許認可権限を有していますので、放課後等デイサービス事業所が過剰なのか不足しているのかについても、北海道が判断しているものと考えています。

【木村委員】

石狩市として地域の実情を北海道に挙げることはせず、北海道が機械的に判断しているということでしょうか。

【事務局：山本】

障がい福祉サービスについては、放課後等デイサービスも含めてですが、石狩市内の事業所だけではなく、近郊の札幌市の事業所も利用できることとなっていますので、石狩市内に過剰にあるですとか不足しているといった感覚ではないです。ただ、それぞれ特色のある療育をされている事業所がたくさんありますので、ニーズが集中する事業所もあろうかと思います。

北海道としても、札幌圏域などの広域で事業所数を判断しているものと思いますので、石狩市だけが多いとか少ないといった意見をする必要はないのかなと考えています。

【細谷副委員長】

計画値や実績値は、石狩市で支給決定した人の数や、市内の事業所を利用した人の数になると思います。

石狩市は札幌市に隣接しているので、札幌市の事業所を利用している人が多くいますし、逆に札幌市の方が石狩市の事業所を利用しているケースもあります。そういう観点から見ていくと、数値で物事を判断するのが難しいなと感じました。

【事務局：飯岡】

先ほどの割引適用外の区間について、お答えさせていただきます。

割引適用外の区間と記載していますが、ここでは、「バス運賃の割引は、身体障害者手帳や療育手帳を持っている人への割引制度はあるのに、精神障害者保健福祉手帳を持っている人への割引制度がないので、就労交通費助成事業で割引適用相当の助成をする。」ということをお伝えしたかったです。

分かりづらい表現で記載してしまいましたので、今後改めます。大変申し訳ありませんでした。

【戸田委員長】

他にご質問やご意見はありますか。なければ、協議事項 2 については、これで終了いたします。協議事項 2 についても協議事項 1 と同様、策定委員会の評価としては、基本的には原案どおりで進んでいるものと判断いたします。

以上で、本日の議事についてはすべて終了いたします。

◇その他

【事務局：高井】

最後に、事務局から事務連絡があります。

【事務局：山本】

それでは、令和 5 年度のスケジュール（案）について説明いたします。

資料 6 をご覧ください。冒頭から何度もお伝えしていますが、令和 5 年度は、障がい者計画の中間見直し、障がい福祉計画と障害児福祉計画は改定の年となりますので、表のとおりスケジュールで年 4 回の会議を予定しています。

第 1 回目を 6 月に開催し、障がい者計画の中間見直しの協議を行います。

第 2 回目は 9 月に開催し、障がい者計画と障害児計画の改定（案）の協議を行います。

第 3 回目は 11 月に開催し、改定についての市民参加手続きとなるパブリックコメント（案）を

確定し、12月から1月までの間で1ヶ月間パブリックコメント手続きを実施します。

その後、第4回目を2月に開催し、改定（案）の確定と令和5年度分の進行管理の協議を行い、令和6年4月1日から新計画のスタートと考えています。

また、各回の開催前に地域自立支援協議会からの意見聴取を考えています。

第1回目の会議日程の調整は、年度が明けた4月以降に、改めてご連絡差し上げますので、よろしく願いいたします。

【事務局：高井】

それでは、長時間にわたってご議論いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度石狩市障がい者福祉計画策定委員会を終了します。

議事録署名

会議経過を記録し相違がないことを証するため、ここに署名します。

令和5年3月8日

石狩市障がい者福祉計画策定委員会

委員長 戸田 健一
